

報告第 30 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 12 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、過払金返還債務の弁済に関する和解について、次のとおり専決処分する。

令和3年12月1日

足立区長 近藤 弥生

## 過払金返還債務の弁済に関する和解について

足立区は、特別定額給付金過払金の返還残額の弁済につき、下記により和解する。

### 記

#### 1 相手方

東京都足立区千住仲町在住者

#### 2 和解の要旨

返還合意書のとおり

## 返還合意書

足立区（以下「甲」）及び相手方（以下「乙」）は、甲が乙に対し下記特別定額給付金（以下「本件過払金」）を支給した件に関し、次のとおり合意する。

### 記

給付申請日：令和2年5月28日

給付先口座：

給付日：令和2年7月8日

金額：10万円

以上

- 1 乙は、甲に対し、本件過払金の返還として10万円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲に対し、前項の金員を分割して、令和4年1月から同年5月まで毎月末日限り、2万円ずつ、甲所定の納付書を使用して支払う。
- 3 乙が前項の分割金の支払を怠り、その額が3万円に達したときは、当然に同項の期限の利益を失い、乙は、甲に対し、第1項の金員から既払金を控除した残額及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金を支払う。
- 4 甲及び乙は、甲と乙との間には、本件過払金に関し、本返還合意書に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本合意の成立を証するため、本合意書2通を作成し、甲及び乙が記名又は署名し、捺印の上、各1通を保有する。

令和3年 月 日

甲：東京都千代田区平河町1-1-8 麹町市原ビル9階  
豊島総合法律事務所  
足立区代理人 弁護士 豊島 國史

乙：住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞